

第3号議案

送配電等業務指針の変更及び認可申請について

(案)

電気事業法第28条の40第1項第3号に定める送配電等業務指針について、別紙1のとおり変更し、別紙2のとおり変更認可申請を行うもの。

なお、本議案の議決以降、経済産業大臣から認可を受けるまでの間の字句修正については、理事長に一任したい。

以 上

別紙1：送配電等業務指針変更案（変更部分の新旧対照表）

別紙2：送配電等業務指針変更認可申請書

現 行	変 更 案
<p>第 6 章 系統アクセス 第 2 節 発電設備等系統アクセス業務</p> <p>(事前相談の申込みの受付)</p> <p>第 6 4 条 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者から事前相談の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込みを通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。</p> <p>(接続検討の申込みの受付)</p> <p>第 7 0 条 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第 7 2 条に定める検討料が入金されていること（但し、検討料が不要な場合は除く。）を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>2～3 (略)</p>	<p>第 6 章 系統アクセス 第 2 節 発電設備等系統アクセス業務</p> <p>(事前相談の申込みの受付)</p> <p>第 6 4 条 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者から事前相談の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、事前相談の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、<u>今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）</u>を通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。<u>延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。</u></p> <p>(接続検討の申込みの受付)</p> <p>第 7 0 条 一般電気事業者は、発電設備等系統連系希望者から接続検討の申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていること及び第 7 2 条に定める検討料が入金されていること（但し、検討料が不要な場合は除く。）を確認の上、接続検討の申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備があるときは、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で受付を行う。</p> <p>2～3 (略)</p>

4 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込みを通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。

(発電設備等契約申込みの受付)

第80条 一般電気事業者は、発電設備等契約申込みに関する申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、発電設備等契約申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で発電設備等契約申込みの受付を行う。

2～3 (略)

4 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じた場合は、その事実が判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込みを通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。

(同時申込み)

第91条 第81条第1項第1号にかかわらず、発電設備等系統連系希望者が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号、以下「FIT法」という。）に定める特定供給者に該当する場合において、高圧又は特別高圧の送電系統とFIT法に定める認定発電設備との連系等を希望するときには、接続検討の申込みと同時に又は接続検討の回答受領前に、発電設備等契約申

4 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(発電設備等契約申込みの受付)

第80条 一般電気事業者は、発電設備等契約申込みに関する申込書類を受領した場合には、申込書類に必要事項が記載されていることを確認の上、発電設備等契約申込みを受け付ける。但し、申込書類に不備がある場合には、申込書類の修正を求め、不備がないことを確認した上で発電設備等契約申込みの受付を行う。

2～3 (略)

4 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(同時申込み)

第91条 第81条第1項第1号にかかわらず、発電設備等系統連系希望者が電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年8月30日法律第108号、以下「FIT法」という。）に定める特定供給者に該当する場合において、高圧又は特別高圧の送電系統とFIT法に定める認定発電設備との連系等を希望するときには、接続検討の申込みと同時に又は接続検討の回答受領前に、発電設備等契約申込み

込みを行うことができる（以下「同時申込み」という。）。但し、接続検討の申込みと発電設備等契約申込みの申込内容は統一しなければならない。

2 （略）

3 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込みを通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。

4 （略）

第3節 需要設備系統アクセス業務

（事前検討の申込み及び受付）

第100条 高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する需要設備系統連系希望者は、需要設備契約申込み在先立ち、事前検討の申込みを行うことができる。但し、需要設備側に存する発電設備等の新規設置、変更又は廃止を伴う場合はこの限りでない。

2 一般電気事業者は、事前検討の申込みを受け付けた場合は、事前検討の回答を、原則として、事前検討の受付日から2週間以内に行うものとし、2週間を超える可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、需要設備系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込みを通知し、需要設備系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。

を行うことができる（以下「同時申込み」という。）。但し、接続検討の申込みと発電設備等契約申込みの申込内容は統一しなければならない。

2 （略）

3 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、発電設備等系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、発電設備等系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

4 （略）

第3節 需要設備系統アクセス業務

（事前検討の申込み及び受付）

第100条 高圧又は特別高圧の送電系統への連系等を希望する需要設備系統連系希望者は、需要設備契約申込み在先立ち、事前検討の申込みを行うことができる。但し、需要設備側に存する発電設備等の新規設置、変更又は廃止を伴う場合はこの限りでない。

2 一般電気事業者は、事前検討の申込みを受け付けた場合は、事前検討の回答を、原則として、事前検討の受付日から2週間以内に行うものとし、2週間を超える可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、需要設備系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み（延長後の回答予定日を含む。）を通知し、需要設備系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。

(需要設備契約申込み及び受付)

第102条 送電系統への連系等(需要設備側の発電設備等の新規の設置、変更又は廃止を伴う場合を含む。)を希望する需要設備系統連系希望者は、契約申込み(以下「需要設備契約申込み」という。)を行わなければならない。

2 (略)

3 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、需要設備系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況及び今後の見込みを通知し、需要設備系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。

(需要設備契約申込み及び受付)

第102条 送電系統への連系等(需要設備側の発電設備等の新規の設置、変更又は廃止を伴う場合を含む。)を希望する需要設備系統連系希望者は、契約申込み(以下「需要設備契約申込み」という。)を行わなければならない。

2 (略)

3 一般電気事業者は、回答予定日までに回答できない可能性が生じたときは、その事実が判明次第速やかに、需要設備系統連系希望者に対し、その理由、進捗状況、今後の見込み(延長後の回答予定日を含む。)を通知し、需要設備系統連系希望者の要請に応じ、個別の説明を行う。延長後の回答予定日までに回答できない可能性が生じたときも同様とする。